

コミュニティセンター使用料一部免除団体登録資格について

コミュニティセンターは地区の団体等の活動拠点として設置されている施設ですが、部屋が空いている場合については、他の団体も利用することができます。

さらに、文化・芸術の向上、スポーツの振興、健康増進、コミュニティの育成及びボランティア活動等を目的として活動している団体については、市に登録することでコミュニティセンター使用料の一部が免除となる制度があります。

登録要件

1. 5名以上で構成されている団体で、鶴岡地域（※）在住者が会員の過半数を占めていること。
2. 未成年者で構成する団体にあつては、成年の代表者または連絡責任者を定めていること。
3. 宗教団体、政治団体、営利団体もしくは営利活動を目的とする団体でないこと。団体の代表者が報酬を得て講師等を兼ねることはできません。

登録後に登録要件を満たさなくなった場合や、登録内容に虚偽があると確認された場合、登録を取り消すことがあります。

※鶴岡地域：合併前の旧鶴岡市を指します。

（1～6学区、斎、黄金、湯田川、大泉、京田、栄、田川、上郷、三瀬、小堅、由良、加茂、湯野浜、大山、西郷）

その他

1. 登録期間は、登録した年度末の3月31日までです。翌年度も登録を希望する場合は更新手続きが必要になります。
2. 登録した団体名、代表者、活動目的及び内容等に変更が生じた場合、または団体を廃止した場合は、コミュニティ推進課へ登録変更（廃止）届を提出してください。
3. コミュニティセンターは地区の団体等の活動拠点として設置されている施設であることから、予約・申込みは地区の団体等が最優先となります。

コミュニティ推進課
電話 0235-35-1203